

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 5 年 5 月 26 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
総務部長 佐藤 匡延（公印省略）

## 1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 グループウェアシステム構築及び保守業務 一式
- (2) 調達仕様 業務仕様書による。
- (3) 履行期間 業務仕様書による。
- (4) 履行場所 業務仕様書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「ソフトウェア開発」又は「その他」の資格保有者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。  
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## 3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

### ① 直接交付

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25  
テクノウェイブ1006階  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
総務部調達課  
電話 045-277-0133  
FAX 045-277-0218

### ② 宅配便着払いによる交付

任意書式に「グループウェアシステム構築及び保守業務一式入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

### ③ メールによる交付

任意書式に「グループウェアシステム構築及び保守業務一式入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

## 4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和5年6月2日までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日まで



- (2) 公表する情報  
 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名目、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
  - ② 当機構との間の取引高
  - ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれか  
 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
  - ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

- (3) 当機構に提供していただく情報
- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
  - ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

- (4) 公表日  
 契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

- (5) その他  
 当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認ください。また、所定の情報提供の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもちまして、ご了知願います。

9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: [http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf))をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

# グループウェアシステム構築及び 保守業務調達仕様書

令和 5 年 5 月

国立研究開発法人水産研究・教育機構

## 1. 目的

国立研究開発法人水産・研究教育機構（以下「機構」という。）で現在稼働中のグループウェアシステムは、導入後一定の年数が経過しており、ソフトウェア及びハードウェアの更新時期を迎えているため、システムの再構築を行う。

## 2. 現状

現行システムの状況把握を受託者の責において事前に実施し、作業に支障がでないようにすること。

### (1) システム環境

現在、グループウェアシステムは本部事務所内にサーバを設置し、所内 LAN 及び農林水産省研究ネットワーク（以下「MAFFIN」という。）にて利用している。

また、ライセンスは令和 5 年 11 月末まで購入済みである

①現行グループウェアシステム：サイボウズ社製「Garoon5」

②クライアント数：1,800 台

③アカウント数：1,800

④クライアント環境：

【OS】 Windows10、11（32bit 及び 64bit） | Mac OS 10.15～13（32bit 及び 64bit）

### (2) インフラ・ネットワーク環境

機構が利用しているネットワーク環境は様々あり、「Garoon5」（パッケージ版）の最新版（以下、「グループウェアシステム」という。）を利用するにあたり、通信環境を事前に調査する必要がある場合には、受託者の責において調査等の適切な対応を行うこと。調査等の結果、利用するにあたり適切な環境が無い庁舎が発見された場合には、担当職員へ速やかに報告すること。

## 3. 調達範囲

当仕様書の調達内容は、グループウェアシステムの構築及び 3 カ年の使用を想定する。本調達において構築及び 3 年間の保守にかかる一切の経費に含み、その内訳を明確にすること。

以下、経費として想定しているものを例示する。その他に必要とされるものがあれば、価格に含むこと。

### (1) 初期費用

①グループウェアシステムの初期設定費用

②サーバ機器及び付属品購入費用

③サーバ構築費用

※初期設定（OS 及びミドルウェアのインストール）、ネットワーク設定、バックアップ設定、ラックマウント等の全て

④データ移行費用

⑤成果品一式の費用

### (2) 保守費用

サーバ機器保守費用

※グループウェアシステムの利用ライセンス料（令和 5 年 12 月から 3 年間）1,800 アカウントは、別途機構で準備するため本調達には含まない

## 4. システム要件

### (1) 機能要件

受注者は、「Garoon5」（パッケージ版）の最新版を想定して構築すること

### (2) アカウント総数

1,800 アカウントを想定すること

### (3) データ移行

受注者は、既存システムから利用に必要な部署、所属、役職、権限、職員情報、設備等の初期データセットアップ及び以下のデータ（約 400GB）を移行すること。また、移行元は LinuxOS、移行先は WindowsOS を想定・対応すること。

- ① 掲示板
- ② スケジュール管理
- ③ 施設予約
- ④ ファイル管理

(4) 資格等

- ・ LinuxOS で Garoon 1,500 ライセンス以上の移行・構築実績があること
- ・ SC-Garoon の認定資格を保有している技術者が 1 名以上、常勤していること
- ・ JIS Q 27001 (ISO/IEC27001) 又は ISMS の認証を会社で取得していること

5. システムに必要な機器及びセットアップ

(1) ハードウェアの仕様

① 以下の機器等を調達すること

- ・ サーバ
- ・ 外付け HDD (バックアップ用)
- ・ バックアップ用ソフト
- ・ UPS

※サーバ、UPS はラックマウント型とすること（現在使用中のラック：日東工業社製 FSS100-720EKN）。なお、外付け HDD は、ラックマウント型、タワー型のいずれの型式でも可とする。

- ② 現在のコンピュータ市場の動向を勘案し、過度な仕様は不要であるが、十分な余裕をもって稼動するもので構成すること。また 3 年以上のメーカー保証に加入すること。
- ③ システム構築及び稼働に必要と思われる全てのソフトウェア・ミドルウェアを含むこと。

(2) 基本要件

- ① ソフトウェアのメーカーが指定する性能を有していること。
- ② 操作における応答時間は、ユーザーにストレスを感じさせないレスポンスを確保すること。
- ③ OS は WindowsServer2022 とすること。
- ④ ディスク装置はホットプラグ機能付きを使用し、RAID10+スペアで構成すること。  
※システム及びデータの保存容量は、4TB 以上を保存できる機器を準備すること。また、万が一の容量等の増加に備え、HDD の増設に対応できること。
- ⑤ バックアップでは CA 社 ArcServeUDP AdvancedEdition/保守 3 年付属と同等以上のものを利用し、システム及びデータのバックアップ機能を組み込むこと。バックアップの設定は、週 1 回のフルバックアップ、毎日の差分バックアップとし、詳細は担当者と協議の上で決定すること。  
※外付け HDD は RAID5 で構成し、データの保存容量は、8TB 以上を保存できる機器を準備すること。
- ⑥ サーバは停電、瞬時停電等に備え、無停電電源装置を備えること。
- ⑦ 調達した機器について、機構指定場所のサーバ室内サーバラック内に設置し、初期設定、セキュリティ対策ソフト導入、MAFFIN 内 LAN 接続、動作確認等を行うこと。  
※セキュリティ対策ソフトについて、ライセンスは機構で準備する。
- ⑧ サーバ及びサーバ周辺機器の設置に必要な配線、LAN ケーブル、その他本システムに必要な機器類は、受託者が準備負担すること。
- ⑨ システム構築にあたっては、現状稼動中の他のシステムに極力影響を与えない構築方法をとるものとし、仮に影響を与える可能性がある場合は、事前に申請し、許可を得ること。また、構築にかかる当機構事務所内での作業やシステムを停止する必要がある作業については、担当職員と事前に協議の上、作業日を決定する

こと。システムを停止する必要がある場合においては、土日等の休日の 8:30~17:15 を想定すること。

⑩システムは、MAFFIN を使用し、セキュリティを確保した上で利用できること。

⑪サーバの設置場所は、下記のとおり。

国立研究開発法人水産研究・教育機構本部事務所内の指定場所

〒221-8529 横浜市神奈川区新浦島町 1-1-25 テクノウェイブ 100 6 階

### (3) システムのセットアップ

本システムに必要な機器をセットアップ後、ソフトウェア（新システム構築及び稼働に必要なと思われる全てのソフトウェア及びミドルウェアを含む。）をインストールし、運用体制を確立すること。運用体制確立後、現行システムから新システム環境へのデータ移行を完了し、担当職員立会いのもと、運用テストを実施すること

## 6. ネットワーク要件

①機構内施設のクライアントからの利用を想定している。

②ネットワークプロトコルは原則 TCP/IP とすること。

## 7. 運用保守要件

①システムの良好な運用を確保するため、業務に精通した者（自社社員等）が年次で定期保守を実施すること。

②サービス提供システム及び設置した機器類のハードウェアに障害が発生した場合、迅速に障害が復旧可能な体制を有すること。

③月～金の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までについては、4 時間以内に障害への対応ができること。基本的に（土・日・祝日・年末年始）については、対象外とする。

④その他の障害については、速やかに原因を調査し、復旧日程等について当機構と協議を行い、復旧作業を実施すること。

⑤保守作業員等に対し、情報セキュリティ対策・情報セキュリティ研修を行うこと。

⑥定期保守作業及び障害復旧作業後は、その内容について文書及び電子媒体で報告すること。

⑦機構担当者からの問合せに対し迅速に対応を行うこと。問合せ方法は、電話又は電子メールとする。

⑧人事異動や組織改革時の異動作業において、想定外の障害等に対処するため、技術的なサポートを行うこと。

⑨既存及び今後発見されるグループウェアシステムの脆弱性に対し、即時に適切な対応を行うこと。また、脆弱性に対応するアップデートに限り、年 5 回までアップデート作業を実施すること。

## 8. 成果品

構築完了後、成果品として日本語にて記載された以下のものを納品すること。

①打合せ議事録 1 式（紙媒体及び電子媒体）

②グループウェアシステム環境設定書 1 式（紙媒体及び電子媒体）

③サーバ、OS 等（グループウェアシステム以外）環境設定書 1 式（紙媒体及び電子媒体）

④操作マニュアル（ユーザー・管理者向け） 1 式（紙媒体及び電子媒体）

⑤納品場所は下記のとおり。

国立研究開発法人水産研究・教育機構本部事務所内の指定場所

〒221-8529 横浜市神奈川区新浦島町 1-1-25 テクノウェイブ 100 6 階

## 9. スケジュール

### (1) システム構築期間

契約締結日から令和5年10月31日まで

### (2) グループウェアシステム試用期間

新グループウェアシステムへの移行を円滑に進めるため、次の期間を試用期間とする。

令和5年11月1日から令和5年11月30日まで

### (3) グループウェアシステム利用期間

令和5年12月1日から令和8年11月30日まで

## 10. その他遵守事項

本システム導入に関する遵守事項について、以下に掲げる仕様を全て満たすこと。

- ①他の業者と連携・調整が必要となった場合、当機構の承認を得た上で、相互に協調を保ち、作業の便宜と進捗を図ること。また、業者間で打ち合わせ等を行った場合、その内容は議事録として記録し、速やかに紙媒体及び電子媒体による報告を行うこと。
- ②本システムの実施にあたり、機構が貸与する物品、資料等については、受託者の責任において適切に管理し、取扱いに注意すること。
- ③受託者の故意又は過失により、業務上の事故もしくは災害を発生させ、機構ならびに当該システム利用者に損害を与えた場合、当該損害の全てを賠償すること。
- ④本仕様書の内容について、不明確な点、不足している事項等疑義が生じた場合には、当機構担当者と協議の上、明確化するものとし、受注者の一方的な解釈をしないこと。
- ⑤業務上知り得た秘密は、他に漏らしてはならないこと。なお、業務完了後においても同様とすること。